

20. 大企業に対する措置法税額控除適用要件の見直し

大綱
72～73
ページ

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

デフレ脱却と経済再生に向け、生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを強力に後押しするという政府方針の下、所得が増加しているにもかかわらず賃上げや設備投資に消極的な大企業について、研究開発税制等、生産性の向上に資する税額控除を適用しないこととする。

(2) 内容

下記①～③のいずれにも該当しない大企業については研究開発税制・地域未来投資促進税制・コネクテッド・インダストリーズ税制の税額控除を適用しない。すなわち、下記①～③のいずれかを満たせば税額控除は受けられる。

- ① 当期所得 ≤ 前期所得
- ② 当期の継続雇用者の給与総額 > 前期の継続雇用者の給与総額
- ③ 当期設備投資額 > 減価償却費の10%

(3) 適用時期

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度

(4) 影響

上記(2)①～③の要件のいずれにも該当しない大企業は、税額控除を受けられない。但し、税額控除と特別償却の選択適用が認められているものについては、特別償却は受けられる。

2. 改正の趣旨・背景

わが国の企業収益が過去最高を更新し続ける中、企業がその収益を生産性向上のための設備投資や人材投資に振り向けることが成長と分配の好循環を生み出すためには重要である。デフレ脱却と経済再生に向け、生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを強力に後押しするため、所得が増加しているにもかかわらず、賃上げや設備投資をほとんど行っていない大企業については、研究開発税制等、生産性の向上に関連する税額控除の適用を行わないこととする。

3. 改正の内容

(1) 改正の内容

次の要件の**いずれにも該当しない大企業**(※1)については、生産性向上に資する租税特別措置(イ 研究開発税制 ロ 地域未来投資促進税制 ハ コネクテッド・インダストリーズ税制(平成30年度税制改正で創設))の税額控除を適用しない。つまり、大企業であっても以下の要件のいずれかに該当すれば税額控除が受けられるということである。但し、税額控除と特別償却の選択適用が認められているものについては、特別償却は受けられる。

要件	内容
①所得要件(※2)	当期所得が前期所得以下であること
②賃上げ要件(※3)	当期の継続雇用者の給与総額が前期の継続雇用者の給与総額を超えること
③設備投資要件	国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること

※1 大企業とは、中小企業者又は農業協同組合等以外の法人をいい、中小企業者とは資本金が1億円以下の法人(資本金1億円超の一の法人に発行済株式の50%以上を所有される法人又は資本金1億円超の複数の法人に発行済株式の2/3以上を所有される法人及び平成31年4月1日以後開始事業年度における前3年間の年間平均所得金額15億円超の法人を除く)をいう。

※2 設立事業年度又は合併等事業年度(合併、分割、事業の移転を伴う現物出資、事業譲渡・譲受、特別の法律に基づく承継の日又は連結完全支配関係を有しなくなった日等を含む事業年度)は①所得要件は満たさないこととする。

※3 当期の継続雇用者の給与総額及び前期の継続雇用者の給与総額が零である場合には、賃上げ要件は満たすものとする。

(2) 用語の意義

・所得要件における所得

欠損金の繰越控除前の所得金額(被合併法人の最終事業年度の非適格合併による資産負債の移転損益はないものとする)から、仮決算による中間申告書の提出により還付を受ける災害損失欠損金額で益金の額に算入した金額を控除した金額をいう。

・継続雇用者

適用年度及び前期の期間内の各月において給与等の支給を受けた国内雇用者をいう。

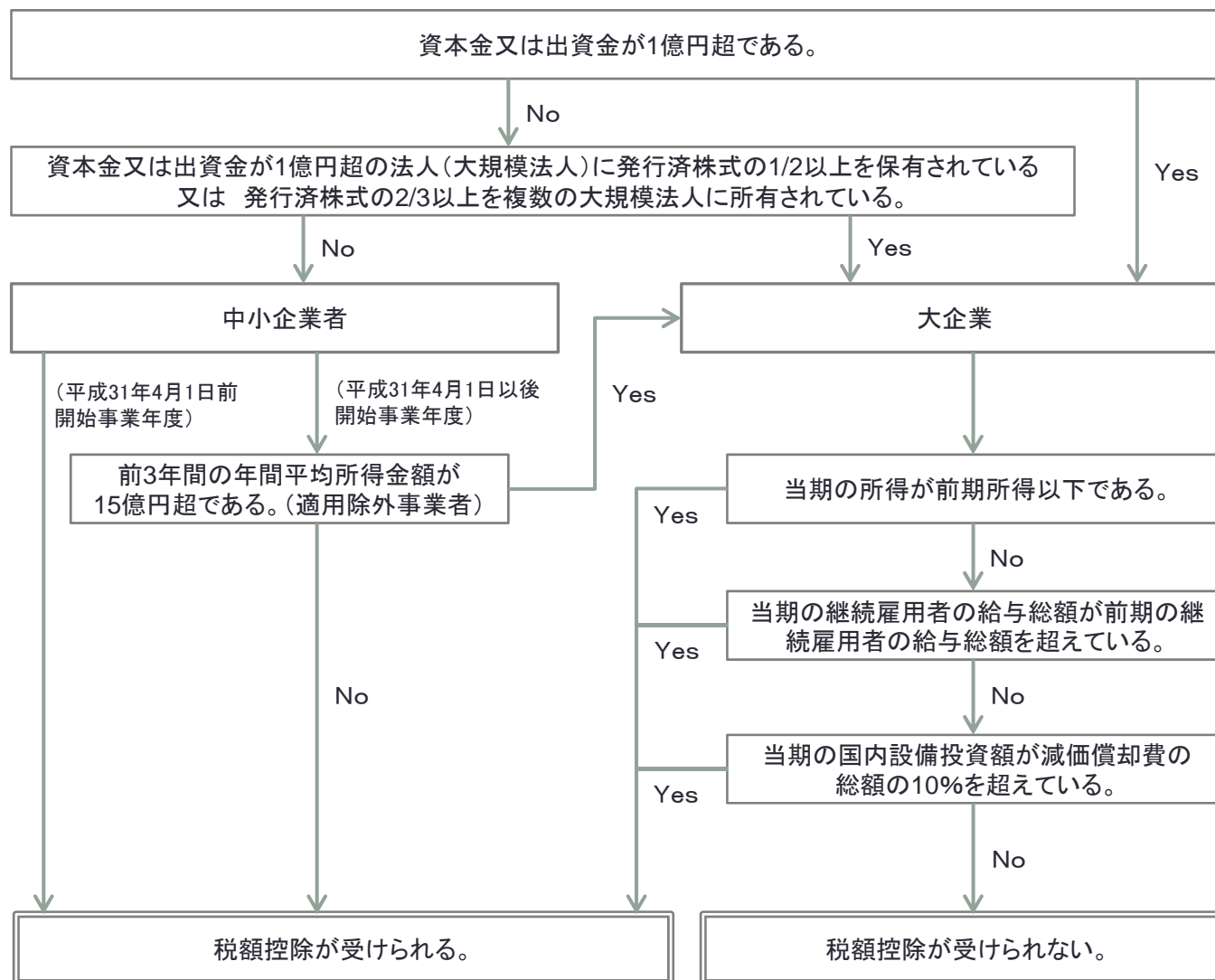
・国内設備投資額

法人が当期において取得等をした国内にある減価償却資産となる資産で当期末において有するものの取得価額の合計額をいう。

・減価償却費の総額

法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額(前期の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。)をいう。

(3) 税額控除の対象外となる大企業(資本金又は出資金のある法人)の判定フローチャート



4. 参考 中小企業向け税制措置・投資減税措置等の適用の有無

税目	項目	中小企業(※1)			大企業(中小企業者以外)	
			適用除外事業者(※2)			3要件(※3)非該当
				3要件(※3)非該当		
租税特別措置法	研究開発税制(税額控除)	○	○	×	○	×
	中小企業投資促進税制(特別償却・税額控除)	○	×	×	×	×
	地域未来投資促進税制(特別償却・税額控除)	○	○	△ (特別償却はOK)	○	△ (特別償却はOK)
	商業・サービス業・農林水産業活性化税制(特別償却・税額控除)	○	×	×	×	×
	中小企業経営強化税制(特別償却・税額控除)	○	×	×	×	×
	所得拡大促進税制(税額控除)	○ (中小企業特例あり)	○ (中小企業特例なし)	○ (中小企業特例なし)	○	○
	コネクテッド・インダストリーズ税制(特別償却・税額控除)	○	○	△ (特別償却はOK)	○	△ (特別償却はOK)
	省エネルギー増進設備等の取得に係る特別償却・税額控除	○	△ (特別償却はOK)	△ (特別償却はOK)	△ (特別償却はOK)	△ (特別償却はOK)
	先進的再エネ投資促進税制(特別償却)	○	△ (特別償却はOK)	△ (特別償却はOK)	△ (特別償却はOK)	△ (特別償却はOK)
	軽減税率(15%)	○	×	×	×	×
	交際費等の定額控除制度	○	○	○	×	×
	少額減価償却資産の損金算入の特例	○	×	×	×	×
法令	項目	中小法人(※4)			大企業(中小法人以外)	
法人税法	軽減税率(19%)	○			×	
	欠損金繰越控除の損金算入限度額	○			△ (所得金額の50%まで)	
	欠損金の繰戻還付制度	○			×	
	特定同族会社の留保金課税の適用除外	○			×	
	貸倒引当金の損金算入制度	○			×	
地方税法	外形標準課税の適用除外	○			×	

※1 中小企業者とは、資本金が1億円以下の法人(資本金1億円超の一の法人に発行済株式の50%以上を所有される法人又は資本金1億円超の複数の法人に発行済株式の2/3以上を所有される法人を除く)をいう。

※2 適用除外事業者とは、中小企業者のうち平成31年4月1日以後開始事業年度における前3年間の年間平均所得金額15億円超の法人をいう。(租税特別措置法の中小特例の適用制限を受ける事業者)

※3 3要件とは、所得要件・賃上げ要件・設備投資要件のことである。

※4 法人税法上の中小法人とは、資本金が1億円以下の法人(大法人(資本金5億円以上の法人)による完全支配関係がある法人又は完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除く)をいい、地方税法上の中小法人とは、資本金が1億円以下の法人をいう。